

(公開)

## 第 2 8 回

# 岩沼市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和5年4月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、第28回岩沼市農業委員会総会を開催した。

## 記

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 日程第1  | 会期の決定                           |
| 日程第2  | 議事録署名委員の指名                      |
| 日程第3  | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について         |
| 日程第4  | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について        |
| 日程第5  | 農地法第5条第1項第7号規定による届出について         |
| 日程第6  | 非農地証明願について                      |
| 日程第7  | 農地法第3条の規定による許可申請について            |
| 日程第8  | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第9  | 農用地利用集積計画について                   |
| 日程第10 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について         |
| 日程第11 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について           |
| 日程第12 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて  |

## 1、出席委員

1番	平井 博	2番	長田 幸浩	3番	佐藤 勲	4番	長田 克美
5番	大友 信由	6番	渡邊 等	7番	猪股 政一	8番	郡山 正志
9番	菅原 龍也	10番	八巻 文彦	11番	宮部 淳子	12番	木皿 清
13番	菅井 武雄	14番	吉田 俊美				

## 2、欠席委員

## 3、農地利用最適化推進委員

17番 鎌田 正治

## 4、事務局職員

事務局長 渡辺 多恵子 係長 橘川 麻美

主事 佐々木 常行

## 1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第28回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)
- 議 長 　　挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、3番佐藤勲委員、4番長田克美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、6件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程第33条第2号により事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。  
(挙手なし)
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。市街化区域の農地でございます。資材置場および駐車場として整備するため、転用するものでございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
渡 辺 局 長		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、一般個人住宅建設のための転用、売買による所有権移転でございます。なお、この届出につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局から報告願います。
渡 辺 局 長		議案書の4頁をご覧ください。報告第4号、非農地証明願について、1件受理いたしております。内容につきましては、昭和48年に居宅新築のため転用届出済・受理されたものであることが確認できており、現況も住宅となっておりますことから、非農地証明を交付したものでございます。なお、この非農地証明願の受理および証明につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。担当委員から説明願います。
鎌田推進委員		私、鎌田から説明させていただきます。農地法第3条の規定による許可申請について、議案書5頁をご参照ください。申請地は、早股字新寺前61番地、地目は田んぼ。現況も田んぼです。面積は、1,850.00㎡。もう一方の申請地は、早股字新寺前62番地、地目は田んぼ。現況も田んぼです。面積は、3,050.00㎡。合計で、4,900.00㎡になります。権利種別は、3条有償移転ということで申請がありました。譲渡

人は、●●●●●さん。申請事由は、相続で取得したが資産整理したいため、となっています。譲受人は、●●●●●さん。今後の営農拡大計画により譲り受けたいという内容です。議案関係資料の位置図1～2頁をご覧ください。4月24日（月）に担任委員会がありまして、説明を受けた後、現地に向かいました。事務局から渡辺局長と佐々木さん、長田委員、木皿委員、私鎌田の5名で現地調査を行いました。現地では、●●さんに対応してもらいました。場所については、航空写真を見てもらうと分かるように、岩沼市の斎場の東側になります。貞山掘との間の場所です。2筆ですね。位置図の2頁目を見てもらうと、61と62ということで、こちらの場所になります。現地を確認したところ、現在田んぼで、トラクターで耕期が終わっております。したがって、田植え待ちの状態です。聞いたところによると、長谷釜生産組合で、今まで耕作されていたようです。それから、今年まで作業されているので、今回許可が下りても、今年いっぱい、長谷釜生産組合に収穫するまでお願いしたほうが良いということで、●●さんと長谷釜生産組合の二者で合意書を提出していただき、今年いっぱい長谷釜生産組合の方をお願いしてはどうかと提案をしました。本日、合意書が事務局の方に届いたそうです。内容は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

- 議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。  
(挙手なし)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、は申請のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。  
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、は申請のとおり、許可することに決しました。
- 議 長 日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 渡 辺 局 長 議案書の6頁、議案関係資料の3～4頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。事業の概要といたしましては、令和4年6月1日付け宮城県（仙振）指令第107号で許可を受けた砂採取のための一時転用について、1年間の期間延長を求めるものでございます。当初の許可期限は、許可日から1年後の令和5年5月31日ですが、1年間の延長が

許可されますと、令和6年5月31日までとなります。なお、本申請と同時に砂利採取法による採取計画の変更認可申請の手続きが進められていることを確認しております。説明は以上でございます。

議長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

八巻委員 この土地は、岩沼市で貸している土地ですか。

佐々木主事 市の持ち物ではないです。

八巻委員 砂採取している土地へ入って行く道路が、確か2か所か3か所ありましたよね。土木部関係で千年希望の丘の何号機かの側道か何かを、市で貸したのではなかったかと思う。

佐々木主事 もしそうであるならば、そちらも延長しなくてはならないと思います。

八巻委員 そちらも延長になりますよね。その確認でした。

佐々木主事 確認不足でしたので、道路の方について、もし使っているようならば、そちらも併せて手続きをしてもらうように、県南開発に確認したいと思います。

八巻委員 どちらの場所か、確認したら良いのでは。2か所か3か所あるので。

佐々木主事 県南開発に併せて伝えたいと思います。

議長 確認の上、必要であれば手続きをしてもらうということで良いですか。この件に関して、他にご意見ございませんか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。

議長 議長 日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

渡辺局長 議案書の7頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが4件、筆数24筆、合計面積が22,629.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。

- 議 長 なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、4月28日を予定しております。以上でございます。
- 議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、これら利用権設定の1番から4番まで、一括審議といたしたいと思いますがご異議ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、1番から4番までは一括審議といたします。なお、いずれも農業委員の自己に関する事項となっておりますので、八巻委員、木皿委員は、除斥となります。
- (八巻委員、木皿委員、除斥)
- 議 長 ただいま、事務局から説明がありました農用地利用集積計画利用権設定の1番から4番までについて、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、八巻委員、木皿委員の除斥を解きます。
- (八巻委員、木皿委員、着席後)
- 議 長 八巻委員、木皿委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
- 議 長 日程第10、議案第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 渡 辺 局 長 議案書7頁および別紙 議案第4号資料をご覧ください。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、平成31年3月策定され、委員改選に伴い令和3年3月に改正されていますが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映したものである必要があることから、その点を踏まえた内容に改正しようとするものです。併せて、市内の農地面積や集積面積等について、最新の数値に更新するほか、一部文言の整理をした上で正式決定すべく案を作成しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
- (挙手なし)



議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	賛成多数と認めます。よって、議案第4号は、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第11、議案第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。事務局から説明願います。
渡 辺 局 長		議案書7頁および、別紙議案第5号資料をご覧ください。議案第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、概要を説明いたします。令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとなっています。目標を設定するに当たって、農地集積面積等のデータが確定していない場合は、3月中にそれ以外の項目の整理を進め、4月以降データが確定し次第、総会へ議案として速やかに提出することとされております。今般、市長部局より農地集積に関する最新の数値が示されたことから、これを基に目標とする数値等を再計算し、令和5年度最適化活動の目標として設定し公表しようとするものです。以上、ご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第12、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、を議題といたします。事務局から説明願います。
渡 辺 局 長		議案書7頁および、別紙議案第6号資料①および②をご覧ください。岩沼市長より、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、中間案の素案が示されたので、意見を求めるものでございます。内容につきましては、素案の作成者であります市長部局に説明をお願いし

議

長

たいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

ただいま、事務局から発言があったとおり、議案第6号の説明について、農業委員会規定第12条ただし書きの規定により、市長部局の担当職員に説明を求めることとします。それでは、説明をお願いします。

産業振興課  
五十嵐係長

別紙 議案第6号資料①「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」をご覧くださいと思います。概要としまして、基本的な構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づきまして、市町村が定めるということになっています。岩沼市においても、平成18年からこちらの構想を定めて、その都度見直しをしつつ施行しているものでございます。今回の見直しにつきましては、令和5年4月に基盤法の一部を改正する法律が成立したことにより、宮城県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」という県の方針が見直されたことに即して、市の構想も変更を行うものとなっています。次に、変更内容についてご説明いたします。まず、宮城県の基本方針で変わったことといたしまして、①担い手確保・育成に関することと記させていただきましたが、新規就農者や、中小の家族経営体等の多様な経営体を、幅広く支援するための体制をしっかりと整備をしていくためには、宮城県農業経営・就農支援センターを、宮城県担い手育成総合支援協議会の中に設置します。こちらが本筋になります。支援センターの設置につきましては、相談窓口の設置ですとか、経営相談会などを実施するというように、担い手の育成について県が詳細を定めたものでございます。県の基本方針の変更点②としまして、農業者支援の取組の強化と書かせていただきましたが、農業大学校などで即戦力となる人材の育成、あるいは6次産業化や販路拡大を目指すという、きめ細やかなサポートを行うということが定められています。次に別紙 議案第6号資料②「基本構想」の11頁をご覧ください。朱書きで書いている頁となっておりますが、11頁のところに先ほど私が申し上げたとおり、宮城県の基本方針を受けまして、そのような支援を受ける新規就農者の情報提供を各関係機関と密にしつつ、岩沼市農業員会の皆様と協力をして、農地などの紹介や斡旋を依頼するというように、各関係機関との連携や役割分担への考え方を、主に中心として記させていただきました。朱書きになっている部分は、前回の基本構想に加えたところとなっております。また、同じく11頁の中で、市内の農業協同組合と連携をして、就農希望者が必要とする、地域に適した作付け品目などの情報や、研修受け入れを可能とする法人の内容、あるいは就農後のイメージを情報収集して、先ほどの県の中に設置されている支援センターに、市から情報提供を行うということを主に記させていただいております。基本的には、岩沼市が定

めた基本構想ではあるのですが、宮城県と同じ考え方で歩いていくというところもありまして、県の基本方針が変わったことによる基本構想の変更ということになっています。11頁のところ、まず何かご意見などがありましたらお願いいたします。

議 長  
長田克美委員  
産業振興課  
五十嵐係長  
長田克美委員  
産業振興課  
五十嵐係長

ありませんか。

岩沼市独自の構想というのは考えていないのですか。

今回の基本構想には、市の独自対策までは盛り込んでいません。

今後、作る予定もないですか。

この基本構想につきましては、県の方針・国の方針が固まったら都度見直していくものなので、今回の素案に関しても、中間案の前の素案の段階のものなので、皆様からいただいたご意見をもとに、市の独自の案を盛り込んだほうが良いというご意見があるのであれば、次の案に載せるなど、検討の余地はあるかと思えます。

長田克美委員  
議 長  
産業振興課  
五十嵐係長

分かりました。

他になければ、次に進めてください。

資料①の概要に戻って説明したいのですが、②地域計画に関することにつきまして、15頁を開いていただきます。こちらの朱書きで記載しているところが、今回の追記の部分となっています。こちらの15頁に記載した内容は、人・農地プランの実質化に取り組んで、地域の担い手の決め方ということで、協議の場の設置・その方法。そして、その協議の場の設置にあたる問い合わせ窓口を、産業振興課に設置すると記させていただいています。また、地域計画の策定については、宮城県・農業委員会・農業協同組合と密に連携を取り合って、農用地の保全を図ると記させていただいています。こちらの地域計画につきましては、国の方針として令和6年度までに策定することが決まっており、令和5年度中に筆毎のその地域の担い手を決めるもので、その地域計画を決める協議の場の設置について、記させていただいています。また、協議の場の設置について、市の中の基幹となる担当の課を必ず設置しなければならないということになっていますので、今回、産業振興課と記させていただいています。こちらについても、何かご意見がありましたらお願いします。

議 長

こちらの、人・農地プランの実質化、地域計画について、皆さんご意見等ございますでしょうか。これは、必ずやらなくてはならないものなので、当農業委員会としては、年度内と言われても、結局来年の2月の改選になるので、ちょっと時間がなく、かなり忙しくなる。そのスケジュールについても農政係の方で、ある程度考えていますか。

産業振興課  
五十嵐係長

会長のご指摘どおり、スケジュールはかなりタイトなものとなっているのですが、志賀地区が一足先に県のモデル地区とされていまして、志賀で筆毎の担い手が決まる。そこで、志賀をモデル地区として他の地区についても同様に進めていくということなので、既にやり方のロールモデルがありますので、多少タイトなスケジュールになりますが、農業委員会や各関係機関のお力添えをいただいて、年度内に作成できるのではないかと考えています。

議長

皆さん、ご意見ございませんか。  
(挙手なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに関する中間案の素案に対する意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。  
(挙手多数)

議長

挙手多数であります。よって、議案第6号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、中間案の素案に対し、農業委員会としては「意見なし」とすることに決しました。

議長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第28回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。  
(一同 礼)

午後2時14分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） \_\_\_\_\_

委員 3番 \_\_\_\_\_

委員 4番 \_\_\_\_\_